

あつて、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によつて当該外国人のその属する国における住所又は居所を確認することができないものとする。

（国、地方公共団体、人格のない社団又は財团その他の政令で定めるもの）の記載によつて当該他の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第七条の三 法第十八条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 國

二 地方公共団体

三 人格のない社団又は財團

四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

五 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人（前号、次号及び第八号に掲げるものを除く。）

六 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関

七 勤労者財産形成貯蓄契約等（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約をいう。第十二条の四において同じ。）を締結する勤労者

八 金融商品取引法施行令（昭和四十一年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものの並びに同法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者

九 前各号に準するものとして財務省令で定めるもの

（支払手段等の輸出入の許可）

第八条 財務大臣は、法第十九条第一項又は第二項の規定に基づき居住者又は非居住者による同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属（以下「支払手段等」という。）の輸出又は輸入について許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならぬ支払手段等の輸出又は輸入を指定してするものとする。

2 居住者又は非居住者が前項の規定により指定された支払手段等の輸出又は輸入をしようとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならない。

第七条の三 法第十九条第三項に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する支払手段等を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合以外の場合とする。

一 法第十九条第一項に規定する支払手段又は証券（それぞれ財務省令で定めるものに限る。）であつて、その価額として財務省令で定める方法により計算した額（当該支払手段又が二以上ある場合、当該証券が二以上ある場合又は当該支払手段及び証券が合わせて二以上ある場合には、それぞれの価額として財務省令で定める方法により計算した額の合計額）が百万円（我が国の経済取引の状況その他の事情を勘案し、特定の地域を仕向地又は積出地として当該支払手段又は証券を携帶して輸出し、又は輸入しようとする場合として財務大臣が定める場合にあつては、十万円）に相当する額を超えるもの

二 貴金属（財務省令で定めるものに限る。）であつて、その重量（当該貴金属が一以上ある支払手段等の輸出又は輸入をしようとする場合には、それぞれの重量の合計重量）が一キログラムを超えるもの

三 法第十九条第三項の規定による届出の対象となる者は、当該輸出若しくは輸入をしようとする日までに、財務省令で定めるところにより、当該届出をしなければならない。

法第十九条第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名及び住所又は居所（法人については、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 輸出又は輸入をしようとする支払手段等の種類、数量、金額（貴金属にあつては、重量）及び仕向地又は積出地

三 支払手段等の輸出又は輸入の実行の日

四 その他財務省令で定める事項

第四章 資本取引

（経常的経費等）

第九条 法第二十条第十一号に規定する政令で定める資金の授受は、次に掲げる資金の授受とする。

一 事務所の運営に必要な人件費、光熱水費その他の一般管理費に係る資金の授受（支店、工場その他の営業所の設置又は拡張に係るものを除く。）

二 法人の本邦にある事務所が行う次のイからハまでに掲げる取引につき当該法人の本邦にハまでに掲げる取引につき当該法人の本邦に

ある事務所と外国にある事務所との間で行われる当該イからハまでに定める資金の授受

イ 貨物の輸出又は輸入 当該貨物の輸出若しくは輸入の代金又は当該貨物の輸出若しくは輸入に直接伴う運賃、保険料その他の資金の授受

ロ 外国相互間ににおける貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引 当該取引に係る当該貨物の売買代金又は当該取引に直接伴う運賃、保険料その他の資金の授受

ハ 役務取引 当該役務取引の対価又は当該役務取引に直接伴う資金の授受

ハ 便益の提供を目的とする取引をいう。（資本取引の指定）

第十一条 法第二十条第十二号に規定する政令で定める取引は、居住者と非居住者との間の金の貸借の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引とする。

（財務大臣の許可を要する資本取引等）

第十二条 財務大臣は、法第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき居住者又は非居住者が資本取引を行ふことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない。

（特別国際金融取引勘定の取扱い等）

第十三条 法第二十一条第三項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）及び金融商品取引業者（金融商品取引法第一条第九項に規定する金融商品の指定は、財務省及び日本銀行における掲示取引業者であつて、同法第二十八条第一項第一

2 その他の財務省令で定める適切な方法により、行うことができるものとする。

3 財務大臣は、前項ただし書の規定により資本取引の指定をしたときは、その旨及び当該指定された資本取引の内容を周知させる措置を講ずるとともに、速やかにこれらを告示するものとする。

3 居住者又は非居住者が第一項の規定により指定された資本取引を行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならない。

4 居住者又は非居住者が行おうとする一の資本取引が、法第二十一条第一項及び第二項の規定のそれぞれに基づき第一項の規定により指定をされた資本取引の二以上に該当する場合において、当該居住者又は非居住者が、その行おうとする一の資本取引について同条第五項の規定に基づき同条第一項及び第二項の規定による許可の申請を併せて行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、当該許可の申請がこれらの規定により許可を受ける義務が課された資本取引に係るものであることを明らかにした上で、財務省令で定める手続により、申請するものとする。

5 第一項の規定により指定された資本取引が法第二十条第四号又は第九号に掲げる取引である場合において、当該取引の一方の当事者が第三項の規定による許可を受けたときは、当該取引の他方の当事者は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けることを要しない。

6 財務大臣は、第一項の規定により資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない。

第一項 第一號	
預金契約の締結（預金の受入れ）	第二十条第一号又は第四号
電子決済手段等の管理に関する契約の締結（顧客の電子決済手段等の管理）	第二十条の二第一号

4 法第二十条の二の規定により資本取引とみなして適用される取引についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

は存在しないとき、信託契約の受益者が受益の意思表示をしていないとき又は信託契約の受益者の信託契約の利益を受ける権利に停止条件若しくは期限が付されているときは、銀行等その他の金融機関等が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益の意思表示又は当該停止条件の成立若しくは当該期限の到来を知った時に、当該受益者について同号に掲げる信託契約の受益の指定がなされたものとみなして同号の規定を適用する。

六 当該銀行等その他の金融機関等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の銀行等その他の金融機関等の事業を承継する場合において、当該他の銀行等その他の金融機関等が第七条の三に掲げるものと既に行行為を行つたことがあり、その際に法第二十二条の二第二項の規定により準用される法第十八条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行つており、かかる当該銀行等その他の金融機関等に対して、当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該銀行等その他の金融機関等が当該本人確認記録を保存している場合銀行等その他の金融機関等が第一項第二号又は第三項第一号に該する場合、当該銀行等その他の金融機関等が第一項第一号又は第三項第一号に該する場合

第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項 第八項 第九項 第十項 第十一項 第十二項	第一号 第二号 第三号 第四号 第五号 第六号 第七号 第八号 第九号 第十号 第十一号 第十二号
(本人確認義務の対象となるない小規模の両替)	第一号 第二号 第三号 第四号 第五号 第六号 第七号 第八号 第九号 第十号 第十一号 第十二号
(外債直接投資の届出)	第一号 第二号 第三号 第四号 第五号 第六号 第七号 第八号 第九号 第十号 第十一号 第十二号
第十二条 法第二十三条第一項に規定する政令で定める外債直接投資は、次のいずれかに該当する事業に係る同条第二項に規定する外債直接投資（以下この条において「外債直接投資」という。）とする。	第一号 第二号 第三号 第四号 第五号 第六号 第七号 第八号 第九号 第十号 第十一号 第十二号
特定の業種に属する事業に係る外債直接投資を行なうことが法第二十三条第四項各号のいずれかの事態を生じさせるおそれがある場合	第一号 第二号 第三号 第四号 第五号 第六号 第七号 第八号 第九号 第十号 第十一号 第十二号

における当該特定の業種として財務省令で定める業種に属する事業

料の供給その他の財務省令で定める永続的な
関係がある外国法人の発行に係る証券の取得
又は当該外国法人に対する金銭の貸付

二 在における当該特定の業種として財務省令で定める業種に属する事業

三 特定の地域において行われる事業に係る対外直接投資を行うことが法第二十三条第四項各号のいずれかの事態を生じさせるおそれがある場合における当該特定の地域として財務省令で定める地域において行われる事業

三 特定の地域において行われる特定の業種に属する事業に係る対外直接投資を行うことが法第二十三条第四項各号のいずれかの事態を生じさせるおそれがある場合における当該特定の地域として財務省令で定める地域において行われる当該特定の業種として財務省令で定める地域として財務省令で定める業種に属する事業

法第二十三条第一項の規定による届出は、前項各号に掲げる事業に係る対外直接投資を行おうとする日前二月以内に、財務省令で定める手続により、しなければならない。

法第二十三条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名及び住所又は居所（法人について、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

第一項の交付送達は、当該行政機関の職員（法第六十九条第一項の規定に基づき第二十六条第三号又は第五号に掲げる事務に従事する日本銀行の職員を含む。）が第一項に規定する文書を送達すべき場所において、その送達を受けべき者に当該文書を交付して行う。ただし、その送達を受けるべき者に異議がないときは、その他の場所において当該文書を交付することができる。

次の各号に掲げる場合には、第一項の交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に定める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において第一項に規定する文書の送達を受けるべき者に出会わない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で該文書の受領について相当のわきまえのあるもの（次号において「使用人等」という。）に当該文書を交付すること。

二 第一項に規定する文書の送達を受けるべき者その他使用者等が送達すべき場所にいない

法第五十五条の四の規定による報告は、経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定める手続により、しなければならない。

法第五十五条の四に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 報告者の氏名及び住所又は居所（法人については、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 特定資本取引の内容
- 三 特定資本取引の実行の日
- 四 その他経済産業省令で定める事項
(外国為替業務に関する事項の報告)

第十八条の七 法第五十五条の七に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

- 一 外国為替取引
- 二 対外支払手段の発行
- 三 対外支払手段の売買又は債権の売買（本邦通貨をもつて支払われる債権の居住者間の売買を除く。）
- 四 預金の受入れ（本邦通貨をもつて支払われる居住者からの預金の受入れを除く。）
- 五 金銭の貸付け（本邦通貨をもつて支払われる居住者に対する金銭の貸付けを除く。）
- 六 証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く。）
- 七 居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理

法第五十五条の七に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 特別国際金融取引勘定承認金融機関
- 二 前号に掲げる者を除くほか、次に掲げる取引又は行為の区分に応じ、財務省令で定める期間内に行つた当該取引若しくは行為の額として財務省令で定めるものの合計額又は財務省令で定める時点における当該取引若しくは行為に基づく債権若しくは債務の残高の額が、財務省令で定める額を超える者
- 三 外国通貨又は旅行小切手の売買
- 四 対外支払手段の発行
- 五 対外支払手段の売買（ニに掲げるものを除く。）又は前項第三号に掲げる債権の売買

ト前項第六号に掲げる証券の売買
チ居住者による非居住者からの証

二 前号に掲げる者に準ずる者
第四章の三 外國為替取引

(法令の適用を受けない政府機関の取引等)

<p>三 前項第六号に掲げる証券の売買 又は居住者による非居住者からの証券の取得 譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>前号に掲げる者に準ずる者として財務大臣 が告示又は通知により指定する者</p> <p>財務大臣は、前項に規定する者に対し、法及びこの政令の施行に必要な限度において、財務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる取引又は行為の実施に関する事項（法第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。）その他当該取引又は行為に関連する事項として財務省令で定める事項に關し、報告を求めることができる。</p> <p>（その他の報告）</p>	<p>三 前項第六号に掲げる証券の売買 又は居住者による非居住者に対する証券の取得 譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>前号に掲げる者に準ずる者として財務大臣 が告示又は通知により指定する者</p> <p>財務大臣は、前項に規定する者に対し、法及びこの政令の施行に必要な限度において、財務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる取引又は行為の実施に関する事項（法第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。）その他当該取引又は行為に関連する事項として財務省令で定める事項に關し、報告を求めることができる。</p> <p>（その他の報告）</p>
<p>第十八条の八 財務大臣又は経済産業大臣は、法第五十五条の八の規定に基づき、法（第一章、第三章、第四章、第六章の二の二及び第六章の三に限る。以下この項において同じ。）及びこの政令の施行に必要な限度において、法の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容その他当該取引、行為又は支払等に関連する事項について報告を求める場合には、これらの者に対する通知その他の財務省令又は経済産業省令で定める方法により、当該報告を求める事項を指定するものとする。</p> <p>前項の規定により指定された事項の報告を求められた者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、当該報告をしなければならない。</p> <p>（対外の貸借及び国際収支に関する統計）</p> <p>第十八条の九 財務大臣は、次に掲げる対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成しなければならない。</p> <p>一 每年十二月三十一日現在の対外の貸借に関する統計</p> <p>二 每月及び毎年の国際収支に関する統計</p> <p>国際収支に関する統計を除く。）を翌年五月三十日までに内閣に報告しなければならない。</p> <p>財務大臣は、第一項の統計を作成するため必要がある場合には、その必要がある範囲内で、関係行政機関及び次に掲げる者に対し、資料の提出を求めることができる。</p> <p>一 法の適用を受けた取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人</p>	<p>第十八条の十 法第五十五条の九の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（銀行等）</p> <p>二 法第十六条の二に規定する資金移動業者</p> <p>三 法第十六条の二に規定する電子決済手段等</p> <p>四 法第二十二条の三に規定する両替業者</p> <p>五 法第五十五条の九の二第二項第二号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。</p> <p>一 法第五十五条の九の二第二項第四号に掲げる資本取引及び同項第五号に掲げる特定資本取引</p> <p>二 第七条第二号に掲げる役務取引等及び同条第四号に掲げる貨物の輸入</p> <p>三 法第二十七条第三項第三号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして同条第一項の規定により届出をする義務が課されたものであつて、法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務が課されている資本取引に相当するものとして財務省令で定めるもの</p> <p>（財務大臣と経済産業大臣の所管事項の区分）</p> <p>第十九条 この政令における財務大臣と経済産業大臣の所管事項の区分は、法及び外国為替及び国外貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）の定めるところによる。</p> <p>（換算の方法）</p> <p>第二十条 削除</p> <p>（換算の方法）</p> <p>第二十一条 法（第一章、第三章、第四章及び第六章の二（第五十五条の五及び第五十五条の六を除く。）に限る。次条において同じ。）及びこの政令並びにこれらに基づく命令の規定を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算は、財務省令又は経済産業省令で定める区分に応じ財務省令又は経済産業省令で定める区分为基づく命令の規定によることとする。当該規定においてその額について当該換算をすべき取引、行為又は支払等が行われる日ににおける法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行うものとする。</p>
<p>二 前号に掲げる者に準ずる者として財務大臣 が告示又は通知により指定する者</p> <p>財務大臣は、前項に規定する者に対し、法及びこの政令の施行に必要な限度において、財務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる取引又は行為の実施に関する事項（法第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。）その他当該取引又は行為に関連する事項として財務省令で定める事項に關し、報告を求めることができる。</p> <p>（その他の報告）</p>	<p>二 前号に掲げる者に準ずる者として財務大臣 が告示又は通知により指定する者</p> <p>財務大臣は、前項に規定する者に対し、法及びこの政令の施行に必要な限度において、財務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる取引又は行為の実施に関する事項（法第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。）その他当該取引又は行為に関連する事項として財務省令で定める事項に關し、報告を求めることができる。</p> <p>（その他の報告）</p>
<p>二 前号に掲げる者に準ずる者として財務大臣 が告示又は通知により指定する者</p> <p>財務大臣は、前項に規定する者に対し、法及びこの政令の施行に必要な限度において、財務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる取引又は行為の実施に関する事項（法第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。）その他当該取引又は行為に関連する事項として財務省令で定める事項に關し、報告を求めることができる。</p> <p>（その他の報告）</p>	<p>二 前号に掲げる者に準ずる者として財務大臣 が告示又は通知により指定する者</p> <p>財務大臣は、前項に規定する者に対し、法及びこの政令の施行に必要な限度において、財務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる取引又は行為の実施に関する事項（法第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。）その他当該取引又は行為に関連する事項として財務省令で定める事項に關し、報告を求めることができる。</p> <p>（その他の報告）</p>

(法令の適用を受けない政府機関の取引等)

附則（平成六年一〇月一六日政令第三二一）
この政令は、公布の日から施行する。
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成六年一〇月一八日政令第三三八号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年一二月二六日政令第四〇九号）
この政令は、平成六年十二月二十八日から施行する。
改正後の外国為替管理令第十八条第一項の規定は、この政令の施行の日以後に開始される債務取引について適用する。

附則（平成七年一二月二〇日政令第四二〇号）抄
(施行期日)
1 この政令は、平成八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一條中外國為替管理令別表の二の項の改正規定のうち同項(二)に係る部分、第二條中輸出貿易管理令別表第一の二の項の改正規定のうち同項(十二)に係る部分及び次項から附則第四項までの規定 公布の日
(経過措置)
2 この政令の施行前に改正前の外国為替管理令別表の二の項(二)に掲げる技術を提供することを目的とする取引について同令第十七条の二第一項の規定による許可を受けた者がその許可を受けたところに従つてする役務取引であつて、改正後の外国為替管理令第十七条の二第三項の規定の適用のあるものについては、なお従前の例による。
4 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成八年八月二三日政令第二五〇号）抄
(施行期日)
（経過措置）
第一条 この政令は、平成八年九月十三日から施行する。

けた者がその許可を受けたところに従つてする役務取引であつて、改正後の外國為替管理令第十七条の二第一項の規定のあるものについては、なお從前の例による。

(経過措置)

等（外国為替及び外國貿易管理法の規定する法律（以下「改正法」という。）による後）の外國為替及び外國貿易法（以下「新法」という。）第十七条第一項に規定する銀

るのと同様に規定する資本取引（仮に改正法の施行の日以後に行うとした場合には法第24条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された同条第一項に規定する特定資本取引に該当するものに限る。）とする。

銀行等がその顧客との間で行う為替取引に係る支払等が、施行日前に行われた旧法第二十五条第三項に規定する取引に係るものであるときにおける新法第十七条及び新令第七条の規定の適用については、同条第二号中「法第二十五条第四項」とあるのは、「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十九号)による改正前の外国為替及び外國貿易管理法第二十五条第三項」とし、「役務取引等」とあるのは、「取引(仮に改正法の施行の日以後に行なうとした場合には法第二十五条第四項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等に該当するものに限る。)」とする。

銀行等がその顧客との間で行う為替取引に係る支払等が、施行日前に行われた旧法第五十二条の規定により承認を受ける義務が課された貨物の輸入に係るものであるときにおける新法第十七条及び新令第七条の規定の適用については、同条第四号中「法第十六条第一項」とあるのは、「外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十九号)以下この号において「改正法」という。」による改正前の外國為替及び外國貿易管理法第十六条第一項」とし、「課したもの」とあるのは、「課したものがであつて、仮に改正法の施行の日以後に当該輸入をするとした場合には法第十六条第一項の規定により支払等について許可を受ける義務を課する場合と同一の見地から通商産業大臣が承認を受ける義務を課した貨物の輸入に該当するものに限る。」とする。

第三条 新法第十九条第三項の規定による輸出又は輸入に係る届出の対象となる同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を施行日に輸出し、又は輸入しようとする居住者又は非居住者は、施行日の前日において、同条第三項の規定の例により届け出ることができる。

前項の規定による届出が行われる場合における当該届出をする事項及び当該届出に関する事項の権限の委任については、新令第八条の

1 (施行期日)
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年五月一五日政令第二三三号）抄
(施行期日)
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附 則（平成二七年七月三一日政令第二八四号）抄
(施行期日)
この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年一月九日政令第三一二号）抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から起算して二ヶ月を経過した日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年四月三〇日政令第一五四号）抄
(施行期日)
この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月八日）から施行する。
(罰則に関する経過措置)
この政令の施行前にした行為及び附則第二条から前条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 (罰則に関する経過措置)
この政令の施行前にした行為及び附則第二条から前条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年五月一日政令第一八九号）

（施行期日）
この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）の施行の日から施行する。
（経過措置）
暗号資産交換業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。）が、この政令の施行前に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定の例により同項第一号に掲げる事項の確認を行い、かつ、当該確認に係る記録を作成してこれを保存している場合には、当該確認を外国為替及び外国貿易法第十八条第一項に規定する本人確認と、当該記録を同法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録とそれぞれみなして、この政令による改正後の外国為替令第十一条の五の規定を適用する。

附 則（令和五年五月二六日政令第一一九号）

この政令は、国際的な不正資金等の移動等に對処するための国際連合安全保障理事会会議議定書（一千二百六十七号等）を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。ただし、第一条中外国為替令の目次の改正規定、同令第二条の改正規定、同令第十八条の八第一項の改正規定及び同令第四章の二の次に一章を加える改正規定並びに第三条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定に限る。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年六月二一日政令第二二〇号）

この政令は、令和六年七月一日から施行する。

五	めの装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	
(一) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの		
(二) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの		
(三) セラミック粉末又はセラミックの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの		
(四) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの		
(五) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふつ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの		
六	(六) 削除	
(七) 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (四)の項の中欄に掲げるものを除く。)		
(八) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (四)の項の中欄に掲げるものを除く。)		
(一) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二)の項の中欄に掲げるものを除く。)		
(二) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二)の項の中欄に掲げるものを除く。)		
(三) 数値制御装置又はコードティング装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二)の項の中欄に掲げるものを除く。)		
(四) 金属の加工用の装置又は工具(型を含む。)の設計又は使用に		
全地域		

九	八	七
（二）輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）から（三）まで又は（五）から（六）までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	（二）輸出貿易管理令別表第一の七の項の中欄に掲げる貨物の設計、又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四）に掲げるものを除く。）	係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）から（三）までに掲げるものを除く。）
域地全	域地全	域地全

一一	〇一
（二）輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）	（四）超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（七の項の中欄に掲げるものを除く。）
域地全	域地全

二一	二一
（二）輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）	（二）輸出貿易管理令別表第一の（二）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）
域地全	域地全

五一	四一
（二）輸出貿易管理令別表第一の（二）から（四）までの項の中欄に掲げるものの（一）に掲げるものを除く。）	（二）輸出貿易管理令別表第一の（二）から（四）までの項の中欄に掲げるものの（一）に掲げるものを除く。）
域地全	域地全

に掲るる地域を除く